

事務連絡
令和4年1月26日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業について

標記について、農林水産省から別添のとおり協力依頼がありました。

本事業により、学校給食に、例えば、地元の和牛や水産物等を提供すること等も可能であり、子供たちの地元食材や国産食材に対する関心を高める機会にもつながるものと考えられます。

については、各学校設置者におかれては、別添の農林水産省からの事務連絡を参照いただき、都道府県農林水産関係部局や農林漁業団体等の事業実施者から、国産農林水産物等の学校給食への提供の相談があった場合には、学校給食や食育指導の充実等の観点から、給食メニュー内容や日程の調整等について御協力いただきますようお願いいたします。

これらのことについて、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対して、各指定都市教育委員会学校給食主管課及び附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事業に関するお問合わせについては、別添に記載の国産農林水産物等販売促進チーム（事業実施主体）宛てに御連絡いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校給食係
電話:03(5253)4111 (内線 2095)
E-Mail:shoku@mext.go.jp